

兵庫県芸術奨励賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芸術の分野においてすぐれた活動を行い、将来が期待される者を表彰することにより、芸術文化の振興に資することを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 表彰の範囲は、芸術の分野における創作活動ですぐれた業績をあげており、かつ将来一層の活躍が期待される者とする。

(表彰の決定及び方法)

第3条 表彰は、別に定める選考委員会の選考に基づき知事が決定し、表彰状及び副賞を授与して行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、できる限り被表彰者の功績をたたえるのにふさわしい機会をとらえて行うものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年7月9日から施行する。